

春秋会

ニュースレター

2021.7



7月の予定

・7月12日（月） 17時

7月21日（水） 12時

政策委員会企画・先輩会員と若手との意見交換会「ちょっと言いたいねんけど〜」

・7月26日（月）

12時～13時30分

第2回選考委員会・会長及び副会長推薦候補者の意見を聞く会

・7月30日（金）

12時～13時

第4回幹事会

私の重大発表（第3回）

たくさんのご投稿をいただいた「私の重大発表」！

多数のご投稿をいただいたため、3回に分けて掲載しましたが、本号が最終回となります。ご投稿いただいた皆様、本当にありがとうございました。

では、各会員の個人的な重大発表、ご覧ください！

● コロナ禍の生活

山口 健一（29期）

コロナになって一番の変化は、日弁連に行かなくなった事。コロナ前は、毎週のように東京へ行き、時には宿泊。それがなくなると、何と往復の時間のありがたいことか。WEBでは、会議の微妙な雰囲気を感じながら次の発言考えると、どうまとめるかという場面での物足りなさはありませんが。



● 雀

黒田 愛（47期）

今朝、信号待ちをしていると、近くで雀の鳴き声があった。目をやると、植え込みの柵の上で、一羽の雀が「チュンチュン」じゃなく、胸を震わせながら複雑な鳴き方をしていた。後でウィキペディアで調べると、雀は「ときに『ジュクジュクジュク』と胸を反らせながら尾を上げて激しく鳴くことがある。それは、縄張りを守る威嚇行動と考えられる。」とあった。ああ、朝から雀に威嚇されてたんか、と気づいた。今度、同じ場所で雀を見かけたら「うーん、知らんけど」と言ってみよう。

● 人生最大の発見 ～ 禍転じて福となしたい ～

高江俊名（48期）

1年前にコロナ禍による緊急事態宣言が出て、家で時間ができたこともあり、開脚のストレッチを毎日するようになった。すると、それが趣味のスキーやフラメンコとの相乗効果につながり、ちょうど1年ほど経って、最近、自分の体は骨盤が本来よりも「後傾」した状態にあったことがわかってきた。開脚がうまくできないのも、猫背の姿勢や膝がO脚だったのも、スキーやフラメンコでいつも指摘されながら直らない悪い癖も、すべてはそれが根本的な原因であった。スキーでは、斜面に対して垂直に真っ直ぐ立つということが言われるのだが、自分の場合は、そもそも普段から平坦なところでも真っ直ぐに立っていなかったのだ。そのことに気づいて骨盤の傾きや股関節の曲げ方を意識すると、今までの自分は、股関節回りの筋肉や、体の背面の筋肉など、体をうまく動かすために必要な筋肉の多くを有効に使えていなかったこともわかってきた。これは、歩くことや走ることも含めて、あらゆる運動動作に影響することである。もっと若いときにわかっていれば、自分はもしかすると、今とは全く別の人生を歩んでいたんじゃないか？とすら思えてくるような、人生最大の発見をした気がしている今日この頃である。

● 天ぷら・お米・お抹茶

小橋 るり（51期）

天ぷらがどうもカラッとサクッと揚がらない。油を変え、粉を変え油温（こんな言葉あるのか？）も変え、いろいろしたがべちゃっとなる。旬の春野菜のサクッと揚げた天ぷらが食べたい！の一念でプロに聞く。答えは「あ、米油使うといいですよ！あと米粉で衣作るんです。水だけで十分ですよ」とのこと。試したら、なんと、カラッとサクッと揚がった。おかげでタラの芽、フキノトウ、うるい、行者ニンニクの天ぷらをたんとお食べることができた。さすがプロ！で、荒唐無稽に他の話題に移る→米が大好きな私、偏見があって「え？青森の米え??」と侮っていたがその商品名「青天の霹靂」にひかれて購入。なんと！めちゃくちゃ美味しいではありませんか！先入観はダメですね。さらに無関係に話題が変わるよ→お茶道を習い始めて1年近くになった。お抹茶の味そのものが美味しいので自宅でも事務所でもなんちゃってで点(た)ててお茶を飲んでます。事務所にいらしたら一服いかがですか？

● 干からびます！

堀川 智子（57期）

私が（密かに）応援している方の主演舞台が全公演中止になりました。私のこの春の楽しみが・・・（泣）。宝塚退団後の初舞台中止、ディナーショーの開催中止に続いて、もう3回目です。皆さま、やり場のない思い、それぞれ抱えていらっしゃるんですよね？

せーの（ご一緒に）、「コロナのばか～！！！」

●初心忘るべからず

奥野 祐希（67期）

非常勤講師をしているロースクールで、「目指す法曹像」というレポートを書いてもらいました。内容は様々ですが、それを読むと「初心忘るべからず」という気持ちになります。ボスや母の遺してくれた言葉を時折思い返しながら、業務に励んでいきたいと思う今日この頃です。

●宴会がしたいです！

阿武 修平（69期）

前若手会担当副幹事長の阿武です。

先月の3月総会をもって副幹事長を退任しましたが、全くゆっくりする暇もなく日々仕事に忙殺されています。

副幹事長時には飲み会や宴会がコロナのせいでほぼなかったことが心残りです。安西先生・・・もう一度、宴会がしたいです！！



●弁護団活動

青木 克也（73期）

2013年に行われた生活保護基準大幅引下げの取消しを求める訴訟の弁護団に入っています。大阪地裁では今年2月に画期的な勝訴判決が出て、全国の原告団・弁護団が活気づきました。ただ、大阪でも国賠請求は棄却されており、それについて控訴理由書の起案を担当しています。



～ラジオの偶然の出会いから～

ラジオが好きなのは、何気なく聴いている番組から、心を掴まれる曲や音楽家に出会う瞬間があるからだ。

浜田真理子さんとの出会いもよく覚えている。あれはもう十数年も前のこと。当番弁護士で出勤した黒山署からの帰りの車中でNHK-FMの「日曜喫茶室」をかけていた。その日のゲストはどこかの大学教授で、はかま満緒さんとの軽妙なやりとりのあと、ゲストの好きな一曲のコーナーで紹介されたのが、浜田真理子という歌手の「風の音」だった。「彼女のね、声のかすかな震えの周波数がとにかかたまらないのです」という学者らしい風変わりな紹介だったが、汽笛を思わせるトランペットの前奏に耳を奪われ、彼女が歌い出すと心まですっかり奪われてしまった。

その足でその曲の入ったアルバム『夜も昼も』を買い込み、伝説のライブを収めたというアルバム『romance』にも魅了され、以来、大阪でライブがあれば欠かさず通うことになった。

出雲出身の浜田さんは、幼少の頃から父の店で歌謡曲のピアノ弾き語りをはじめ、やがてジャズピアニストをめざして、松江のバーラウンジやライブハウスで、OL・子育てをしながら歌い続けてきた。やがて評判は口コミで全国に広がり「情熱大陸」にも取り上げられた。ピアノ弾き語りをメインに、自作曲では愛の儂さや命や友への慈しみを歌う。かとおもえば、ちょっと怖い女性のたくましさを綴る。そしてカバーソングの魔術師である。世界のスタンダード、伝承曲、ジャズ、ブルースから日本のフォークや歌謡曲まで、国内外の隠れた名曲を、独特のテンポと歌い回しで再構成し、全く新たな命を吹き込む技に、幾度聴き惚れたことだろう。

3. 1 1以降は福島や原発に関心を持ち、現地では加川良の「教訓 I」や自作の「明星」を歌い、松江では「スクール MARIKO」という勉強会を不定期に開催している。松江在住にこだわり、およそスター性とは無縁のルックスと気さくなトーク、ブログやエッセイの卓越した文章力も、魅力をさらに引き立てている。

そんな彼女の作品群からどれか一枚を選ぶのはかなり難しい。今回は近年のライブ録音を集めた現在地を記す一枚を掲げてみた。もし彼女の震える声気が気になったのなら、Youtubeで「美音堂」や「mariko channel」の配信の中から自分のお気に入りを探してみると、思いがけない出会いがきっと待っている。（青木佳史会員）

「風の音」動画配信 <https://youtu.be/k5r1coEveNI>

「のこされし者のうた」動画配信 <https://youtu.be/U9bEb2ZZdkY>

「流れ星」動画配信 https://youtu.be/sJGsQ_JqLGs

「夢の中で泣いた」動画配信 <https://youtu.be/YYTQ95etQfk>



MARIKO HAMADA LIVE 2017・2019 VOL.1

https://open.spotify.com/album/0kGGss9bKE9rjvSViBnzXQ?si=AG5dkNgxRvWq-oMO-PZjfg&dl_branch=1

弁護士よ！お金の話をしよう（3）

ぼちぼち独立を考えようとしている若手や、独立をしてもまない人向けに、小さな事務所を営んでいる筆者より、お金のアドバイスをするコーナーである。生々しい話が多いので、匿名記事とさせていただきます。

第3話 自由を安売りするな！（売上至上主義の罠）

アナウンサーの加藤綾子氏が、スーパーの社長と結婚したそうである。なぜ、同じフジテレビの女子アナでも、菊間弁護士（元アナ）にはパンがつかないが、加藤綾子氏などにはパンがつくのかは（[女子アナの愛称にパンをつける理由・意味 - 元ネタ・由来を解説するサイト「タネタン」\(moto-neta.com\)](http://moto-neta.com)）を参照していただくとして、その際、マスコミにやたら取り上げられたのが、「年商2000億のセレブ」経営者という言葉である。もちろん、お金持ちではあるのだが、筆者は、「年商じゃなくて、利益、それも税引き後利益はいくらやねん」突っ込みたくなった。

想像であるが、安売りを是とするスーパーの粗利益率って10%台ではないか。その粗利益から、人件費や店の賃料、光熱水道費を引いた営業利益は、売上の2, 3%かもしれない。さらにそこから、借入金の金利とかを引いたら、場合によっては、税引後利益0円の可能性もある。ならば、フリーターのほうが収入は多い。スーパーを営む法人と、カトパンの配偶者個人の収入を混同しているので、雑な議論になっているが、要は、売上額が大きいから、利益が大きいとは限らない。

弁護士においても同じである。着目すべきは、税引き後利益であり、売上は、税引き後利益のための手段でしかない。

Aさん（売上2300万、経費1150万、税金等500万：税引後利益650万）と、Bさん（売上999万、経費180万、税金等169万で税引き後利益650万）では、税引き後利益は同じであるが、Bさんの方が優れているのではないか。

Aさんは、売上が3割減ると税引き後利益が200万くらいになってしまうが、Bさんは同率で売り上げが減っても、400万の税引き後利益が確保できる。売上が下がっても、固定経費は減らしにくいからである。

弁護士は、売上の変動が大きいので、高売上高コストで利益を上げる手法はリスクが高い。

あと、両者の重大な違いがある。おそらく、Aさんは、毎日深夜まで休日返上で、Bさんの3倍ちかく働いているはずだ。弁護士は、業務の性格上、受けた仕事は原則自分で処理しないとイケない。そうすると、仕事を取ってくると、自分が働かないとイケない。経済的利益が高めの事件は、時間単価が高いという性質はあるが、売上を上げると、自分の労働時間が増加し、自由時間が減るといった本質は変わらない。

生徒が何人に増えても、講師を増やさなくていい司法試験予備校のような業態とは違うのだ。したがって、勤務弁護士がいない場合、売上を上げると、自分の自由時間が確実に減る。また、勤務弁護士を雇用すると、固定経費が大幅に上がるし、勤務弁護士を管理する時間が余計にかかる。

「自分人件費控除後税引後利益」という指標を用いると、ABの比較がしやすい。自分の人件費をいくらにするかによって結果は異なるが、他業界と比較ができるように、一般的な大卒会社員の時給を2460円としよう。（1日平均10時間労働、月22日、土日以外の年間休日が20日で年間244日で、手取年収600万）。手取り年収600万は、おおむね額面年収800万くらいにあたる。「自分人件費控除後税引後利益」は、上記のモデル会社員は0になる（そのように定義しているからあたりまえである）。

幸せには色々あるが、「自分人件費控除後税引後利益」は、一つの幸せの指標になるのではないかな。



さて、自分のそれを計算してみたい。おそろしいことになる人もいるはずである。とくにアソシエイトの方。

なお、手取700万（会社員の年収約1000万に相当）で、毎日12時間労働、休みは週1だと、「自分人件費控除後税引後利益」は、▲224万円になる。

悲しいことだが、この数字がゼロ以下の人は、（金銭と労働時間に話に限れば）、司法試験というコストもリスクも高い勝負に出て、勝利した果実を得ていない。

このような議論になると、必ず「弁護士はお金だけではない。けしからん。」という意見がでてくる。筆者も、「弁護士はお金だけではない」には同意する。儲からなくてもしなくてはいけない事件はあると思うし、しているつもりだ。しかし、そのことと、労働時間と収入のバランスを定量的に比較することは別である。「弁護士はお金だけではない」という掛け声のもと、このような検証をしにくい雰囲気であったことが問題であると思う。筆者は、司法試験受験者激減の大きな理由が、裁判官や検察官も含めた法曹界の「自分人件費控除後税引後利益」の低さにあると考えている。

なぜ、「自分人件費控除後税引後利益」こうも低いのか。

まず考えられるのは、経費が高すぎるからである（これは、今までの2回で述べた、次回でも述べる）。

次の理由は、売上高を上げるために、効率（言葉は悪いが、割りがいいかどうか）がおろそかになっているからである。あるいは、先に、高コスト体質になってしまって、その経費を支払うために一定の売上を上げなければならなくなり、そのために効率無視で事件数を増やさなければならなくなっている。

アソシエイトの場合は、上司から効率の悪い仕事を大量に振られるという理由もある。アソシエイトにとっては、かなり切実な問題であるが、営業部門と処理部門が異なる場合、力の弱い方がないがしろにされるという問題は、どんな組織でも必ず発生する問題である。最終的には両者を一致させるか、処理部門の権力を高めるかしかない。あまりにもマイナスが大きいのであれば、実際問題として、後者の解決方法は困難なので、独立を検討すべきである。

さらに、売上が高いことを勝ちと考える雰囲気、顧問が多ければ、または、常に忙しそうであれば勝ちとする雰囲気がある。

筆者は、以前から思っていたのだが、「顧問？それって、おいしいの？」との疑問がある。顧問ということで、仕事を急き立てられるし、顧問料に含まれているとされる無償の作業もある、顧問料以外の事件では、顧問価格で仕事をしなければいけない。少数であれば問題ないが、二桁以上の数になると大変なのではないか。

確かに企業と親しくなれば、反復的に仕事が入ってくるというメリットはある。でも、それって、「顧問契約」という形でなくても、信頼関係を得れば、何度も仕事は頂けるのではないのか。私も、顧問ではないが、定期的に仕事をいただける企業が何社かあるが、かえてそっちの方が気楽でいい。

そもそも、顧問料は、固定経費を賄う最低限の定期収入を得て、経営を安定させる目的であったのではないか。トータルとしてみると、損かもしれないが、安定性をとるという経営判断は当然ありうる。

しかし、今まで述べた通り、固定経費を大幅に減少させれば、最低限の定期収入も少なくなる。筆者の事務所の固定経費は毎月20万強であるが、このくらいであれば、

顧問がなくても固定経費分の売り上げは確保できる（ほんとお客さんが来なくても、なんとかして国選弁護をとってあげればよい）。

もちろん、仕事もなく顧問料だけ払い続けてくれる会社もあるかもしれないし、それはうれしいことであるが、今後の日本経済や、弁護士業界をとりまく状況を考えると、そのような余裕のある会社は激減すると思われる。

筆者の感覚であるが、顧問が20、30と増えてくると、自由時間というか仕事の自由度が減ってくるような気がする。安定のために、自由を犠牲にしまってはいないか。

人によって感じ方は違うのかもしれないが、安定を求めるために自由を失っていいのであれば、安定度が桁違いの大企業に勤めればいいのである。司法試験に受かるような能力のある人は、おそらく、そこそこの大企業に就職できたはずだ。自由は少ないが、安定的な収入は保証される。

多くの方が、司法試験という危ない橋を渡った理由は、自由を得るためではなかったのではないか。少なくとも、筆者はそうである。菊間アナもそうだろう。そうすると、安定のために、顧問の数の多さを競うのは、なんか間違っているような気がするのである。売上競争についても同じである、自由時間を削ってまで、売上を上げる売上至上主義の罠にはまってはいけない。



クロアチアに、ドブロヴニクという世界遺産がある。そこは1000年間自治を守り続けた都市国家跡なのだが、その要塞の入口に、以下のような言葉が書かれてある。

Non Bene Pro Toto Libertas Venturi Auro

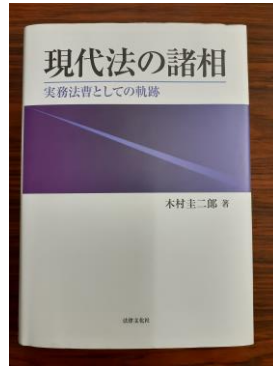
いかなる黄金をもってしても自由を売り渡してはいけない

次回は、事務局なしでも、弁護士はできるのかについて検討したい。

(次回に続く)

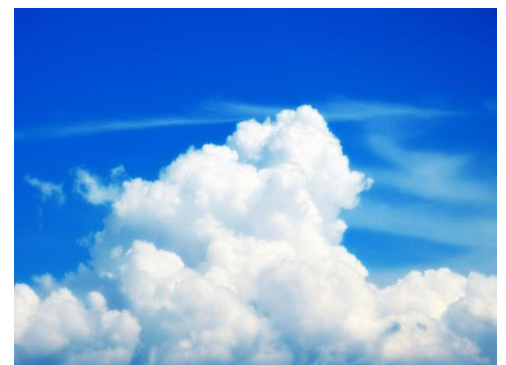


ぼくの読書感想文（2）



- 1 前回、ご紹介いたしました、木村圭二郎先生著「現代法の諸相 実務法曹としての軌跡（法律文化社）」（以下「本書」といいます。）の読書感想文その2をお届けいたします。なぜ読書感想文を書かせて頂くことになった経緯については、前号をご参照ください（笑）。
- 2 今回のテーマは、「会社の監査」について、です。本書の中では、「監査役監査の機能から見た社外取締役の義務化の検討」「内部統制の源流とその内容」「内部統制システムと監査」というタイトルで、会社監査について論じておられます。
- 3 「まあ、会社の監査役なんてやらないし、関係ないよね」と今は思っている方、そんなことはありません。意外なきっかけから監査役になって欲しいと言われるかもしれませんし、監査役になるまでいなくても、会社監査について、長い人生の中で、触れる機会はあるかと思います。はたまた、会社の役員の責任追及をする立場で、会社監査に関与することもあるかもしれません。ということを考えて、今回のテーマにさせていただきました。
- 4 本書の中では、取締役会制度や監査役制度の変遷等について、わかりやすくまとめられていて、これだけでも必見の内容となっております。また、監査役と取締役会との権限分配や、違法性監査等についてもわかりやすく説明されていたり、「監査役だけで企業の監査なんてできないよ！」というような内容もあり（意識しすぎでごめんなさい）、「監査役になったら、責任追及されるんじゃないか？」という不安を払しょくする心強い内容となっております。
- 5 また、本書の中で、社外取締役を義務化することは不要であると述べられておりますが、その理由や内部統制システムに関する他の記述をみますと、会社の監査は「やっぱり会社内部の人間との連携が重要なんだ」と強く感じました。外部の人間からの監査には限界があって、例えば役員の不祥事等は会社内部の人間からの告発がないと中々暴けない、ということなんだと思いますが、木村先生の「実務家ならではの」ご意見にさすが！と思いました次第です。
- 6 今回はここまでとなりますが、あと1回くらいは、簡単ですが、別のテーマで感想文を書きたいと思います。次回もさらっと読み流して頂けると幸いです。（つづく）

（浦寛幸会員）





控訴の趣旨クイズ（1）

今回から、民事訴訟における控訴の趣旨等に関するクイズを出題します。

（根本俊太郎会員）

Case 100万円の請求に対し、原審で60万円が認容された。

Q1 上記 Case で一番原告が控訴する場合の控訴の趣旨について、□に当てはまるものはどれか（遅延損害金の記載は省略しています。）。

□ ? □。

被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。

訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

- ア 原判決を取り消す
- イ 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す
- ウ 原判決を次のとおり変更する

Q2 上記 Case で一番被告が控訴する場合の控訴の趣旨で、正しいものはアイのどちらか。

ア 原判決を取り消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

イ 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

上記取消に係る被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

出典：近弁連91号

（回答はこちら↓）

osaka-shunjyu-kai.com パスワードは、「sjntnt」





担当副幹事長 中村和洋

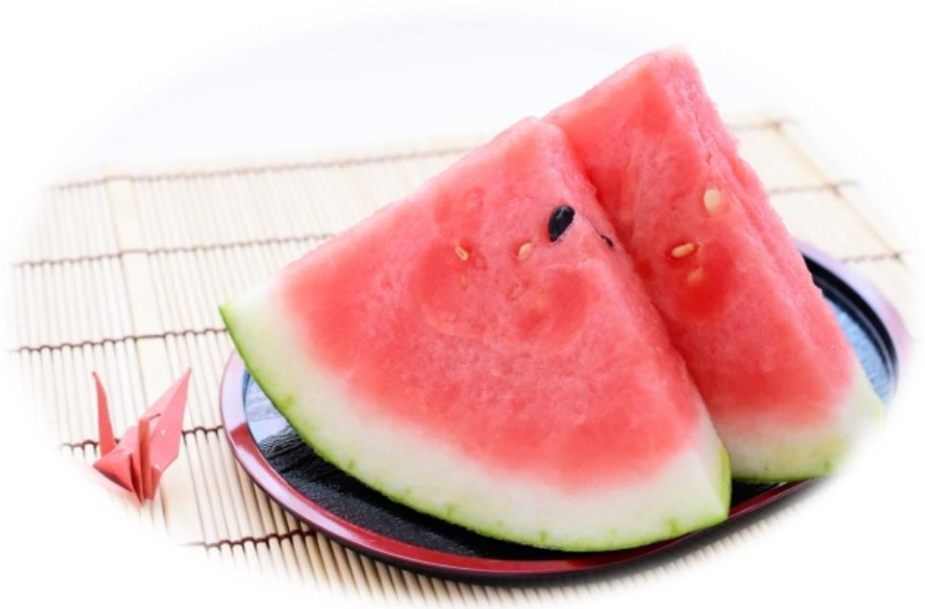
暑さが厳しさを増し、新型コロナだけでなく、熱中症にも気をつけなければいけない季節がやってきました。

個人的には私も今年で50歳になりますので、健康には一層留意しないとけないと自覚しています。

さて、今年度の研修委員会では、先日（6月4日）のランチタイムに、筋トレとヨガの講習を実施しました。zoomでの開催でしたが、30名以上の方に参加していただき、また、魅力的な講師の先生方のおかげで、充実した内容だったと思います。そこで習った四股踏みの筋トレと、478呼吸法は今も時々、実践しています（何のことかわからない方は、是非、研修に参加された方に聞いてみてくださいね）。

次回の研修は、8月4日午後6時から、落語家の桂あおばさんをお招きして、「落語家に学ぶ弁護士のための話し方教室（仮題）」を実施いたします。桂あおばさんは、桂米朝一門の桂ざこばさんのお弟子さんで、上方落語若手ナンバー1イケメンといわれる人気者です。落語も披露していただく予定です。是非、皆様お楽しみにしてください。

今年はコロナ禍の鬱々とした気分を吹き飛ばす、楽しい研修企画を考えていますので、これらの研修も乞うご期待です！！





研修のご報告

「リモートワークの運動不足解消に～筋トレ・ストレッチ研修」

（6月4日（金） 12時～13時 WEB開催）

今年度、研修委員会から第1回目となる研修は、ボディビルダー兼パーソナルトレーナーの安田旬輝さん、ヨガインストラクターの丸尾安葉さんを講師としてお招きして実施されました。なお、本研修には30人強の方が事務所や外出先から参加されました。

まず、安田さんからは、鍛え抜かれた肉体を披露していただいた後、「筋トレをしつつ飲酒はだめなのか？」というとても興味深い問いについてのレクチャーがありました。筋トレ→飲酒（適切な！）→筋トレ→飲酒（適切な！）の継続は、男性ホルモンのテストステロンを活性化させ、筋肉や力強さの向上に繋がるとのことでした。ちなみに、適切な！飲酒量の目安は、日本酒なら一合、ビールなら500mlとのこと。さらに、筋力アップの食事の紹介もありました。タンパク質メインの食事が良いとのこと、朝は全卵5つ（ゆで過ぎはタンパク質が低下するので注意。半熟のゆで時間は7分くらい）、昼はソイミートや牛肉、夜は魚（サーモン、タラ、マグロの赤身）や納豆・豆腐というのがおすすめメニューでした。そしていよいよ筋トレ。椅子に座って腹筋に負荷をかけるダブルバーステップス、ロシアンツイストといった筋トレを教えていただきました。これを真面目に継続してやったら腹筋がバキバキになるとのこと。また、骨盤底筋を鍛える筋トレも指導していただきました。安田さん担当のセッションはとにかくエネルギー満ち！でした。

続いて、丸尾さん担当のセッション。空気が流れがガラリと変わってスローになり、心地よい空気感の中でレクチャーが始まりました。ヨガは、サンスクリット語の「繋ぐ、結ぶ」が語源となっていて、その身体的動作は、エクササイズとしてだけでなく、こころとからだを繋げて両方の緊張をほぐし、自律神経を整える効果があるとのことでした。自律神経には、交換神経と副交感神経とがあり、仕事をしている日中は交感神経が、身体を休ませている夜は副交感神経が優位となっていて、両者のバランスが大事だということを学びました。そしていよいよヨガの実践。ふたつの呼吸法をレクチャーしていただき、その内のひとつは、4・7・8呼吸法というもので、安倍元首相も実践されていたとのこと。続いて、椅子に座った状態でのヨガをいくつか教えていただきました。いずれの動作も、ゆっくりと深い呼吸を行いながら筋肉をやさしく長く伸ばすような感じで、意識が身体の内側の奥の方に向かって無の境地に至り、とてもリラックス効果がありました。



筋トレとヨガという動作やその効果に違いがあるエクササイズを一度に体験することができて、とても有意義な研修でした。（砂川辰彦会員）

- ・広瀬 元太郎
(60期:委員長)
- ・柳 勝久
(61期:広報担当副幹事長)
- ・有村 とく子
(50期 2019年度委員長)
- ・中森 俊久
(55期 昨年度委員長)
- ・山口 昌之
(58期 昨年度副幹事長)
- ・浦 寛幸 (59期)
- ・木場 晶子 (67期)
- ・田村 瞳 (67期)
- ・吉留 慧 (68期)
- ・信吉 将伍 (69期)
- ・高 一成 (69期)
- ・根本 俊太郎 (70期)
- ・佐久間 ひろみ (71期)
- ・足立 敦史 (71期)
- ・村本 健司 (71期)
- ・河野 哲平 (71期)
- ・才木 晴幹 (72期)
- ・久井 大輝 (73期)



会報・ニュースレター閲覧状況

広報委員会電子刊行物アクセス数 (6月25日現在)

- ・2020年度会報春号 (他会派にも公開) 1624
- ・ニュースレター6月号 (春秋会のみ公開) 415



メーリスアドバイザーのご案内

春秋会には、メーリングリストがあり、当番弁護士や法律相談の交代から、ちょっとした質問事項、意見・討論等が繰り広げられていますが、なかなか新入会員や若手会員にはハードルが高いのが現実です。

ちょっと飲み会の席でしか聞けないような疑問を会派の先輩に聞いてみることで、助けられたことはいっぱいありました。しかし、今は、コロナ禍で飲み会も少ない…

そこで、広報委員会では、新入会員や若手会員が直接書き込みにくい質問や意見を、「若手の方がこんなこと言ってますよ」とか「こんな質問が出ています」という形で、匿名にしてメーリングリストに投稿するという便利な仕組みがあります。

- ・ 事務所のポストや先輩に聞いてみたいけど、初歩的過ぎて、質問したら怒られそうな疑問。
 - ・ 他の弁護士は、どう処理するのかなというちょっとした疑問。
 - ・ この事件って、着手金どのくらいとるのですか、聞きにくい疑問
 - ・ 自分の入った事務所、大丈夫ですか？との生々しい疑問
- を、メーリスアドバイザーでお願いしますと、下記にお送りください。

広瀬 (hirose@minami-law.jp)

【注意事項】

広報委員で検討して、できるだけ早くお答えするか、匿名情報にして春秋会メーリングリストに流します。なお、広報委員名簿は、左に載せてますので、事件の質問をするときは、守秘義務や春秋会員が相手方弁護士である場合等には気を付けてください。